

令和6年度から令和10年度 可燃ごみ等収集運搬業務（中エリア）委託特記仕様書

1 目的

この仕様書は、姫路市が委託する令和6年度から令和10年度の可燃ごみ等収集運搬業務（中エリア）において、特別に定める事項について示したものである。

2 収集品目

可燃ごみ、プラスチック製容器包装、ミックスペーパー
(別表1参照)

3 収集場所及び収集運搬時間

(1) 収集場所

別表2に示す地区（小学校区）に設けられた可燃ごみステーション
(参考) 可燃ごみステーション数：約6, 100箇所

参考年間ごみ量（別表2参照）

可燃ごみ	約32, 200 t
プラスチック製容器包装	約 1, 130 t
ミックスペーパー	約 600 t

※ 上記参考ごみ量は、令和4年度ごみ量見込みを基としているため、実際のごみ量と異なる場合があることを承知すること。期間中のごみ量と異なる場合でも委託料の増額は行わない。

(2) 収集運搬時間

原則として、別紙「共通仕様書」に定めるとおりとする。ただし、可燃ごみ、プラスチック製容器包装及びミックスペーパーの夜間収集地区の収集については、原則として、午後10時に開始すること。また、別途、姫路市が指示する夜間収集地区の一部エリアについては、午前7時に開始すること。

4 搬入について

(1) 搬入先

別表1に示す品目ごとの搬入先

(2) 搬入時間

収集した当日の午後4時までに搬入するよう努めること。ただし、可燃ごみの夜間収集分については、原則として、翌日午前4時までに搬入するよう努めること。プラスチック製容器包装、ミックスペーパーの夜間収集分については、翌朝に搬入すること。

5 使用車両及び従事者等

(1) 使用車両

別表1に示す各品目に応じた車両を使用すること。ただし、姫路市と協議した上で、各品目の収集運搬に支障が生じないように工夫を施す場合は、この限りではない。また、各品目の収集においては、他の品目との混載は行わないこと。

6 その他

- (1) プラスチック製容器包装の収集日当日は、同一ごみステーションにミックスペーパーが同時に排出されている日もあるため、ミックスペーパーの山にもプラスチック製容器包装が埋もれていないか確認し、取り残しのないよう留意すること。また、ミックスペーパーの収集日当日は、同一ごみステーションにプラスチック製容器包装が同時に排出されているため、プラスチック製容器包装の山にもミックスペーパーが埋もれていないか確認し、取り残しのないよう留意すること。
- (2) プラスチック製容器包装、ミックスペーパーは飛散しやすいことから、ごみステーション付近を見渡し、取り残しのないよう留意すること。
- (3) プラスチック製容器包装の袋に、多量のペットボトルや可燃ごみなどが混入した袋についてはステーション内に残置し、次の可燃ごみ収集時に収集を行うこと。
- (4) 可燃ごみ収集時にプラスチック製容器包装の取り残しを確認した場合、プラスチック製容器包装の収集を行っている車両で収集を行うこと。